

第 4 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

令和3年6月30日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第4回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和3年6月30日(水曜日)

午前9時59分開議

午前11時36分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和3年度熊本県一般会計補
正予算(第6号)

議案第8号 熊本県が管理する県道の構造
の技術的基準等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

議案第9号 熊本県都市計画法に基づく開
発行為の許可の基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

議案第14号 工事請負契約の変更について

議案第15号 工事請負契約の変更について

議案第17号 専決処分の報告及び承認につ
いて

報告第1号 令和2年度熊本県一般会計繰
越明許費繰越計算書の報告についてのう
ち

報告第2号 令和2年度熊本県港湾整備事
業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
について

報告第3号 令和2年度熊本県一般会計事
故繰越し繰越計算書の報告についてのう
ち

報告第4号 令和2年度熊本県流域下水道
事業会計建設改良費繰越額の使用に関す
る計画の報告について

報告第5号 令和2年度熊本県流域下水道
事業会計事故繰越額の使用に関する計画
の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ
いて

報告事項

①災害復旧事業及び国土強靱化事業の進

捗状況等について

②「熊本県新広域道路交通計画」について

③「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水
俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の
点検・調査結果（令和2年度）につい
て

④「第3期熊本県高齢者居住安定確保計
画」の策定について

出席委員(8人)

委員長 河津修司

副委員長 竹崎和虎

委員 井手順雄

委員 山口裕

委員 増永慎一郎

委員 本田雄三

委員 前田敬介

委員 南部隼平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 村上義幸

総括審議員

兼河川港湾局長 永松義敬

政策審議監 野崎真司

道路都市局長 宮島哲哉

建築住宅局長 小路永守

監理課長 森山哲也

用地対策課長 林田孝二

土木技術管理課長 桑元伸二

道路整備課長 森裕

道路保全課長 緒方誠

都市計画課長 山内桂王

下水環境課長 仲田裕一郎

河川課長 菰 田 武 志
港湾課長 原 浩
砂防課長 松 田 龍 朋
建築課長 橋 本 知 章
営繕課長 緒 方 康 伸
住宅課長 折 田 義 浩

事務局職員出席者

議事課主幹 甲 斐 博
政務調査課主幹 近 藤 隆 志

午前9時59分開議

○河津修司委員長 それでは、ただいまから第4回建設常任委員会を開会します。

まず、本日の委員会に3名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることにいたしました。

それでは、付託議案等の審査を行います。

初めに、村上土木部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

また、執行部からの説明については、効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いいたします。

初めに、村上土木部長。

○村上土木部長 土木部長でございます。

今定例会に提出しております議案等の説明に先立ち、最近の土木部行政の動向について御報告いたします。着座のまま失礼いたします。

まず、令和2年7月豪雨災害への対応についてでございます。

ハード対策としまして、流域住民の皆様から特に要望の多い河川の堆積土砂撤去につきましては、国と連携し、5月末までに完了いたしました。

今後、継続的に河道掘削に取り組んでまいります。

また、被災した道路や河川などの公共土木

施設の復旧につきましては、現在、災害査定を受けたうち、約4割の箇所について工事に着手しており、一日も早く復旧が完了しますよう全力で取り組んでまいります。

このほか、ソフト対策としまして、被災した河川カメラや水位計の復旧及び増設を行うとともに、球磨川水系の県が管理する支川などで、想定最大規模の浸水想定区域図を公表いたしました。

引き続き、県民の皆様の方々の命を守る取組を進めてまいります。

次に、熊本県新広域道路交通計画についてでございます。

県と熊本市が連携し、今後20年から30年の広域的な道路交通の方向性を示します熊本県新広域道路交通計画を策定し、今月15日に公表いたしました。

この計画は、熊本都市圏の渋滞緩和を図るとともに、平常時や災害時を問わず、安定的に人や物の流れを確保するための道路ネットワークを表したものです。

今後、国や関係自治体などと連携を図りながら、早期の事業化に向けて着実にステップアップできるよう、しっかり取り組んでまいります。

それでは、今定例会に提出しております土木部関係の議案等について御説明いたします。

今回提出しております議案は、補正予算関係議案1件、条例等関係議案5件、報告関係5件でございます。

今回の補正予算につきましては、社会資本整備総合交付金事業などの国庫内示に伴う経費や令和2年7月豪雨で被災した農業集落排水施設の復旧経費として19億7,600万円余の増額補正をお願いしております。

次に、条例等議案につきましては、条例の改正2件、工事請負契約の変更について2件、専決処分等の報告及び承認について1件の計5件の御審議をお願いしております。

次に、報告案件につきましては、令和2年度の繰越計算書の報告についてなど、繰越関係について5件を御報告させていただきます。

その他の報告事項につきましては、災害復旧事業及び国土強靱化事業の進捗状況等についてなど、4件について御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

今後とも、創造的復興、国土強靱化等の事業推進に着実に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしく願いいたします。

○河津修司委員長 引き続き関係課長から順次説明をお願いいたします。

なお、暑い方は、どうぞ上着を脱いでも結構です。

○森山監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料として、建設常任委員会説明資料1冊、参考資料、条例改正関係新旧対照表1冊、その他報告事項4件を準備しております。

それではまず、お手元の建設常任委員会説明資料1ページをお願いします。

令和3年度6月補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算は、国庫内示に伴う事業費増に係る予算を計上しております。

上の表2段目、今回補正額は、表左から、一般会計の普通建設事業のうち補助事業19億6,900万円余、災害復旧事業のうち補助事業700万円余を計上しております。

消費的経費、特別会計等の計上はありません。

一般会計、特別会計等を合わせた補正額

は、右側合計欄のとおり、19億7,600万円余となります。

各課別の内訳につきましては、下の表のとおりです。

次に、2ページをお願いいたします。

令和3年度6月補正予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計等ごとに、各課の補正額とともに、右側に財源内訳を記載しております。

表右側、今回補正額の財源内訳の最下段をお願いします。

国庫支出金が9億9,600万円余、地方債が8億8,100万円、その他が3,500万円余、一般財源が6,300万円余となっております。

以上が土木部の6月補正予算の状況でございます。

監理課は以上でございます。

○森道路整備課長 道路整備課でございます。

資料の3ページをお願いします。

2段目の道路改築費でございますが、表左から4列目のとおり、900万円余の増となっております。

右側の説明欄を御覧ください。

国道324号本渡道路について、国庫内示に伴う増でございます。

次に、3段目の地域道路改築費でございますが、表左から4列目のとおり、5億700万円余の増となっております。

右側の説明欄を御覧ください。

国道443号ほか13か所について、国庫内示に伴う増でございます。

次に、4段目の道路施設保全改築費の橋梁補修分でございますが、表左から4列目のとおり、3億5,500万円余の増となっております。

右側の説明欄を御覧ください。

国道218号、平野大橋ほか42か所につい

て、国庫内示に伴う増でございます。

この結果、道路整備課の補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、244億5,300万円余となります。

道路整備課は以上でございます。

○緒方道路保全課長 道路保全課でございます。

4ページをお願いいたします。

2段目の道路施設保全改築費でございますが、表左から4列目のとおり、7億2,200万円余の増となっております。

表右側の説明欄を御覧ください。

これは国庫内示増によるもので、国道501号ほか71か所となっております。

この結果、補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、152億4,500万円余となります。

道路保全課は以上でございます。

○山内都市計画課長 都市計画課でございます。

5ページをお願いいたします。

上から4段目の都市公園整備事業費でございますが、表左から4列目のとおり、補正額として6,700万円余を計上しております。

表右側の説明欄を御覧ください。

これは、熊本県民総合運動公園のほか1か所について、国庫内示に伴う増でございます。

この結果、都市計画課の補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、75億2,700万円余となります。

また、今回、債務負担行為の設定をお願いしております。

上から2段目の街路整備事業費の表右側の説明欄を御覧ください。

これは、南部幹線の整備に必要な大規模物件の移転について、令和4年度から6年度にかけて、債務負担行為の設定をお願いするも

のです。

都市計画課からは以上です。よろしく御願いをいたします。

○仲田下水環境課長 下水環境課でございます。

6ページをお願いします。

上から2段目の農業関係施設過年発生災害復旧費でございますが、表左から4列目のとおり、700万円余の増となっております。

表右側の説明欄を御覧ください。

これは、令和2年7月豪雨により被災した農業集落排水施設の復旧に対する国からの交付金を県が受け入れ、対象市町村に交付する間接補助に要する経費でございます。昨年度の2月補正予算で計上しました災害復旧債につきまして、国の交付要綱が改正され、補助率のかさ上げが適用されたため、今回の増額になるものでございます。

この結果、下水環境課、一般会計の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、10億1,200万円余となります。

下水環境課は以上でございます。よろしく御願いをいたします。

○原港湾課長 港湾課でございます。

7ページをお願いいたします。

2段目の港湾補修事業費です。表左から4列目のとおり、3億600万円余の増となっております。これは、百貫港ほか5港において、国庫内示に伴い、港湾施設の補修を行うための費用を計上するものです。

この結果、港湾課の一般会計補正後の予算総額は、最下段の左から5列目のとおり、57億8,300万円余となります。

港湾課からは以上でございます。よろしく御願いをいたします。

○森道路整備課長 道路整備課でございます。

資料の9ページをお願いします。

議案第8号、熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

10ページの概要により御説明いたします。

2の制定改廃の必要性に、道路構造令の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があるとしておりますが、道路を新設、改築する場合の一般的な技術基準としまして、政令で道路構造令という基準が定められております。本県が管理する県道については、この道路構造令を参酌いたしまして、熊本県が管理する県道の構造の技術基準等に関する条例を定めております。

今回の改正は、昨年11月に道路構造令の一部が改正され、道路附属施設に自動運行補助施設が追加されたことなどから、これを受け、本条例においても同様の規定を設けるものです。

(1)の自動運行補助施設とは、自動運転車の運行を補助する磁気マーカー等のことで、これを道路附属物として位置づけます。

また、(2)の歩行者利便増進道路は、道路ににぎわいを持たすため、これを指定した道路では、歩行者が安心、快適に通行、滞留できる空間の構築を可能とするなどを規定するものでございます。

なお、この条例の施行日につきましては、公布の日とします。

道路整備課からは以上でございます。

○橋本建築課長 建築課でございます。

11ページをお願いいたします。

第9号議案の熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

12ページの概要により御説明いたします。

都市計画法等の一部改正に伴い、関係規定の整理を行うものでございます。

なお、この条例の施行日につきましては、

令和4年4月1日を予定しております。

建築課は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○森山監理課長 監理課でございます。

13ページをお願いします。

工事請負契約の変更についてでございます。

工事請負契約の変更につきましては、第14号と第15号の2件の議案を提案しております。提案理由は、いずれも予定価格5億円以上の工事で、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案しているものでございます。

なお、この契約案件は、令和2年2月定例県議会において議決いただいたものでございます。

まず、13ページ、議案第14号でございます。内容につきましては、14ページの概要により説明させていただきます。

工事名は国道324号地域連携推進改築(P14橋脚)工事。工事内容は橋梁下部工。工事場所は天草市東町地内。請負契約締結日は令和2年2月26日。請負業者は前川・吉永建設工事共同企業体。契約工期は令和3年7月30日まで。変更契約金額は、5億2,800万円を5億4,179万9,305円に変更するもので、1,379万9,305円の増額となります。金額の変更理由は、週休2日工事の取組に伴う増額及び既設汚濁防止フェンスの更新に伴う増額を行うものです。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第15号でございます。

16ページの概要をお願いします。

工事名は国道324号地域連携推進改築(P15橋脚)工事。工事内容は橋梁下部工。工事場所は天草市瀬戸町地内。請負契約締結日は令和2年2月26日。請負業者は、中村・共栄特定建設工事共同企業体。契約工期は令和3年

7月30日まで。変更契約金額は、5億2,800万円を5億4,295万6,212円に変更するもので、1,495万6,212円の増額となります。金額の変更理由は、週休2日工事の取組に伴う増額及び既設汚濁防止フェンスの更新に伴う増額を行うものです。

監理課からは以上でございます。

○緒方道路保全課長 道路保全課でございます。

17ページをお願いします。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認については、第17号議案の1件でございます。

議案の説明につきましては、18ページの概要にて説明いたします。

本件は、令和3年2月25日午後10時頃、菊池郡大津町大字岩坂地内におきまして、一般県道瀬田熊本線を軽乗用自動車で行進中、進行方向左側の竹林から倒れてきた竹に衝突し、フロントガラス等を損傷したものでございます。

本件は直撃事案であり、運転者が事故を回避することは困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる21万8,200円を賠償しております。

道路保全課は以上でございます。

○森山監理課長 監理課でございます。

19ページ、お願いします。

令和2年度繰越計算書(総括表)でございます。

まず、1、繰越明許費でございますが、一般会計1件と特別会計等2件、合計で3件の報告となります。

まず、(1)一般会計の翌年度繰越額は、11課の合計で1,002億4,339万円余でございます。次に、(2)港湾整備事業特別会計の翌年度繰越額は4億196万円余でございます。次に、(3)流域下水道事業会計の翌年度繰越額

は10億7,401万円余でございます。

3会計合わせた翌年度繰越額は1,017億1,936万円余でございます。

各課別の詳細につきましては、21ページから42ページにかけて記載しております。個別の説明については省略させていただきますが、繰越しの主な理由は、計画に関する諸条件、具体的には、地元との調整や関係機関との協議などに不測の日数を要したものが約66%、設計に関する諸条件、具体的には、工法の選定や設計変更などに不測の日数を要したものが約22%となっております。

20ページをお願いします。

2、事故繰越でございます。

一般会計1件と特別会計等1件、合計で2件の報告となります。

(1)一般会計の繰越額は、4課の合計で14億7,215万円余でございます。(2)流域下水道事業会計の繰越額は3億2,733万円余でございます。

2つの会計を合わせた翌年度繰越額は17億9,949万円余でございます。

各課別の詳細につきましては、43ページから47ページにかけて記載しております。個別の説明については省略させていただきますが、事故繰越の主な理由は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により関係機関との協議調整等に不測の日数を要したためや、令和2年7月豪雨災害の労働需要の増加により施工業者における人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したためとなっております。

ただいま御説明しました令和2年度の繰越明許費と事故繰越の繰越額の総額は1,035億円余となり、昨年度の約1.9倍となっております。

これらの繰越事業につきましては、早期完了のため、全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

監理課からは以上でございます。

○河津修司委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って着座のままで説明してください。

ただいまの説明について質疑はありませんでしょうか。――質疑はありませんか。

○増永慎一郎委員 今、繰越しの件でお話がありましたけれども、1.9倍に増えているということで、また、事故繰りが来年度増えてくるのかなというふうに思いますけれども、増えるんですかね。

○森山監理課長 監理課でございます。

繰越しの明許繰越しが今回1,017億ということで、この分がさらに翌年度となれば事故繰越になると思います。最近は事故繰越が、昔はなかったんですけども、熊本地震後、例えば、29年から30年には251億というような事故繰越がっております。それを考えますと、来年は、もしかしたら増えるんじゃないかというちょっと危惧をしております。

○増永慎一郎委員 熊本地震の際は、そういった形ではないという部分があったんで、今回も、コロナとか7月豪雨の対応で事故繰りが増えてくるというのは仕方ないなというふうに思うんですけども、なるべくこれが増えないような形で、今多分取り組んでいらっしゃると思うんですよ。大体、大方の予想でどれくらいになるのかとか、なるべく出さないようにどういうことをやっているかというのは、やっぱりある程度、私たちについていうか、一般に分かるような形できちんとやってもらいたいというふうに思っております。

す。

仕方ないって言えばもう仕方ないんですけども、事故繰りは事故繰りでございますので、熊本地震のときには、事故繰りというか、また、さらに延びた部分もあったというふうに記憶しておりますけれども、なるべくそういうのがないように、ぜひ対応取っていただきたいというふうに思います。これ、要望でいいです。

○井手順雄委員 関連。今、増永先生のお話の中に事故繰りという話がありましたけれども、地震のときには、財務省が、事故繰りしても、差し支えないじゃないけれども、しようがないという形で容認した経緯があります。

今回は、その件に関しまして、国のほうはどういった対応をされるのか。そして、それに対して、国に対して県はどのようなアプローチをしているのか、監理課長。

○森山監理課長 監理課でございます。

ちょっと、まず、今年の明許繰越しの1,017億のうち、未契約繰越分が672億円あります。その中で、豪雨部分が154億、それから、国の3次補正、強靱化の分が145億ぐらいありまして、そのほかが通常分ということですけども、今回の、例えば豪雨災害について財務省がどうふうに考えるのかというところは、まだ協議をしております。

我々としては、今上半期に、この未契約繰越分の発注を、8割という目標を内部的には設けまして、取り組んでいるところでございます。

まずは、そういうふうに発注をできるだけ頑張っていまして、適宜、国のほうに事故繰越等が発生するようであれば相談をしていきたいと考えています。

○井手順雄委員 地震のときに未発注の工事

はもう最後のほうじゃもうなくしましょうという話になったような記憶があるんですよ。

それで、また、今回、こうやって災害である中で、財務省も大分厳しいことを言ってくると思うんですね。そうなれば、今からちゃんともうありとあらゆる手段を使って、未発注の工事でも事故繰りをさせてくれと。これ、県庁だけじゃないんですよ、市町村も出てくるんですよ。あたたちがリーダーシップ取ってそういう方向に持っていかなと、市町村がもう全く困る。そういったところも十分配慮しながら、早速、部長、動いてください。

○村上土木部長 繰越しのお話が出ておりますけれども、私たち、特に、昨年の災害からできるだけ早く復旧というか、創造的復興を成し遂げたいということで、そのための活動資金としては、確実に予算を持っとかないと当面の発注ができないということを考えておりました、できるだけ計画的に発注は考えておるんですけれども、とにかく急げるところは急いでやるってということで予算を確保しました。それが、発注が滞りなくいけばよかったんですけども、どうしてもそれができないということで、まずは元手を持っとかないといけないというのがあって予算を確保して、それが発注まで行き着かなくて未契約繰越しになっているという状況でございます。

今、井手委員おっしゃいましたように、なるべく早く財務省等ともお話をさせていただいて、いつでも発注できるような体制を持ちながら、特に、もう県民の方々のために、できるだけ早く復旧できるような体制をつくっていかうと思っております。

よろしく願いいたします。

○井手順雄委員 よろしくその辺、汗かいてください。

違った質問を1～2点。

工事請負契約の中に、変更理由が週休2日

の工事の取組に伴う増額と。これ、実質、基本設計で週休2日っていう設計じゃないんですかね。

○森道路整備課長 道路整備課でございます。

発注のときは通常の出注をしております、実際に休日を達成した場合に変更しております。4週6休ということで、今回休日を確保できたものですから、その分の変更ということをさせていただきました。

○井手順雄委員 じゃあ実質発注するときには、例えば、労働基準監督署が週休2日にしなさいよということで、設計書にそれを盛り込んで発注するというじゃないんですかね。

○森道路整備課長 通常で発注して、達成した場合に変更するというでやっております。

○井手順雄委員 通常は週6日ですか、通常発注は。

○森道路整備課長 週6日以上が変更の対象になりますので、基本的には週5日ということで考えております。

○井手順雄委員 設計が週5日で見とるならたい……。

○森道路整備課長 すみません、4週の……。

○井手順雄委員 もっと分かりやすく説明してください。

○森道路整備課長 申し訳ありません。

○河津修司委員長 もう一回説明してください。

○森道路整備課長 1週間7日のうち6日ということになります。

○井手順雄委員 じゃあ今確認しますが、今までの設計書というのは、週6日、土曜日も仕事をするという設計書で発注しているわけですか。これを、なら、現場現場で、それじゃもう炎天下になってきたと。なら、週2日休みましようって、全部の工事は、こうやって増額補正するんですか。

○森道路整備課長 実際に休日をされた場合は変更しております。この工事だけではなく、ほかの工事でも対象となっております。

○井手順雄委員 じゃあもう一回確認します。じゃあ現場サイドで、もうA2、A1限らず、週2日休みますと。そうした場合、その分のもろもろのこういったふうに、これで5億に対して1,400万でしょう。こういった変更をしていただけるっちゃうことですね。

○森道路整備課長 休みの割合を確認した場合は変更できます。

○村上土木部長 ちょっとすみません、補正させていただきます。

今のお話は週休2日工事のことですけれども、これは、国の施策として、今働き方改革を進めておる中で、まだ過渡期の段階で、制度を固めていこうとしている段階のものでございます、まず。

今回のやつはどういうものかといいますと、通常は、先ほど課長が言いましたように、週1日の休みで積算をいたしております。その中で工事を選定しまして、週休2日にするのであれば変更をいたしますよという

ものを仕様書としてつけて出した工事が、これでございます。

全部が全部って言われましたけれども、そういうものを選定してまだ出している過渡期の段階でございます、まだ正確にこれが何%上がるのか、そういうものを、データを取っている段階でございます。

今回の場合は、その仕様書に基づいて、請負さん側から、こういう休みを取りましたというものが上がってきたので、協議をした後に適正な金額の変更をしたというものでございます。

以上です。

○井手順雄委員 じゃあこの2件の工事以外は、週休2日にしましたってことで、県のほうと協議したら、そういう特記仕様書にはうたっていないから駄目ですよというわけですか、逆に言うならば。

○桑元土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

もう少し具体的に申しますと、4週6休、4週7休、4週8休ということで、それぞれ補正の仕方がまず1つあります。

それと、まず最初に、入札のときに、これは週休2日制度を導入している工事であるということの特記仕様書のほうには掲載しております。あとは、請負った業者さんが、そういうふうに、契約後に、これは週休2日で臨むということを協議して確認をします。そういう対象で、お互い協議した中で、これは週休2日ですねということで、もしも、先ほど言いましたとおり、4の6、4の7、4の8の、4週8休、4週7休、4週……。

○井手順雄委員 部長の言い方と違うじゃないですか、そんなら。

いやいや、部長がな、今この2つの工事について、週休2日でモデル的にやっています

と言わしたじゃないですか。

今、技術管理課は全部の工事について、そういった協議をして決めていますというようなことをおっしゃったでしょう、今。

○桑元土木技術管理課長 緊急的な災害を除いて、基本的には全てを対象工事としております。ただ、それは特記仕様書にそういうことを、これは明確に週休2日制度の工事であるということを書いております。書いてないものは、それは対象工事でないということでございます。

○井手順雄委員 なら、その対象工事と対象工事でない部分の全発注の何%が対象工事ですかというのわかりますか。

○桑元土木技術管理課長 土木部で大体2,000件ぐらいの全体の請負工事がございますけれども、昨年度の実績としては40%、約半分ぐらいがこの週休2日制を導入した、導入といいますか、実績として行った工事がございます。

対象の工事っていいものは、ほぼ緊急性を除いた工事でございますので、今ちょっと数字的には対象が何件っていうのが、手元に——対象件数が建築合わせまして1,452件でございます。そのうち実施したのが686件ということで、約47%が実際行っていると。これについては変更をしております。

○井手順雄委員 ていうのは、何でこういう質問するかというと、最近の夏の暑さちゅうのは、もうひどいもんです。ひどいもんというか大変厳しい。もう外に1時間立っとくだけでも汗が出て、ガードマンさん大変だなんて思うけれども、それは別にいいとして、やっぱりそういった場合、やっぱり週休2日ちゅうのは、絶対これ、作業員さんにも必要なんですよ。

ですから、もう今後発注する仕事において、夏場を絡む発注は週休2日という制度を織り込んで発注し、もし工期が足らぬだっただって現場のほうから言うてきたら、週6日でもいいですよっていう、そういう可能性を残すような発注の仕方、これをやっぱりやっていただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○河津修司委員長 ほかに質疑はございませんか。

○本田雄三委員 資料ではなくて部長の総括説明の中の(2)で、熊本県の新広域道路交通計画が出ておりますということの御案内がありました。新聞にも掲載されておりましたので、内容は大体見ているんですけども、今日も新聞に掲載されておりますソニーとかの原水への進出が表記されておりますけれども、朝夕の相当な交通渋滞地域は今もあるわけがございますけれども、新たにまたそういう進出が来るといふことであれば、こういう計画の中に、大空港構想とはまた別かかもしれませんけれども……。

○河津修司委員長 すみません。ちょっとその他の部分でまた説明がありますので、そのときでよろしいですか。

○本田雄三委員 そうですか。後であれば結構です。

○河津修司委員長 ほかに。

○山口裕委員 資料の10ページ、条例の制定について、ちょっとお尋ねします。

道路構造令の一部改正を踏まえて関係規定の整備をするとありますけれども、歩行者利便増進道路という形で今度新設された条文が

ありますが、これ、どういう形で理解しておけばいいのか、もうちょっと具体的に説明いただければと思います。

○森道路整備課長 道路整備課でございます。

今回、歩行者利便増進道路ということ的位置づけておりますけれども、これまでは、にぎわいを目的とした空間の位置づけ等が道路構造令、法の中になかったということで、根拠として、これまでは警察協議とか地元協議で示すことができなかつたんですが、こういう状況の中で、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便性の増進を図るという目的の場合は、道路管理者が区間を定めて、歩行者利便道路として指定することができるようになります。具体的に言いますと、例えば、ベンチとかテラスとか街灯とか、そういうものも道路管理者が設置できるようになったと。また、公募占用制度ということもございまして、民間でも認められれば、通常の5年から20年というふうな長い期間も占用できるという制度になったということでございます。

○山口裕委員 その上で、第47条第3項、歩行者利便増進道路は、熊本県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例というのに適合する構造と、この後段の移動の円滑化のために必要な道路の基準の条例、これはもう変更しなくても適用できるっていう考え方でよろしいですか。

○森道路整備課長 熊本県の移動等円滑化に必要な道路の構造等の基準に関する条例の県の独自部分につきましては、歩道等に排水溝を設ける場合には、その蓋につきましては、つえ等の通過に支障がない構造のものとするということでございまして、円滑化の今回の条例には、今回の移動化の条例と整合しております。

○山口裕委員 でき得る限りその地域の特性が、もちろん安全を保ちながら、その地域がより利便性の高いものになってほしいという思いで、構造令を含めて変更されるんでしょうけれども、地域に行けば、入り口、歩道があるがために入りづらいお店があったりとか、そういったこともあったりするんですけども、その辺りにも配慮しながら、今後は整備のほうを進めていただければと思いますので、今回の条例見直しに伴うて、皆さんの規則とか基準とか、その辺りもしっかりと地域の現状に合わせて見直しをしてほしいなというふうに思います。

あと、1点よろしいでしょうか。

○河津修司委員長 どうぞ。

○山口裕委員 資料の5ページ、お願いします。

債務負担行為が設定されておまして、南部幹線という大規模な改修ということをちょっと言われておりますが、もうちょっと具体的に説明していただきたい。令和5年度はゼロ円で進める債務負担行為ってどういう感じかなというふうに感じますので、具体的に説明をお願いします。

○山内都市計画課長 今回の債務負担の設定につきましては、幹線道路にあります大型物件、工場になりますが、その移転になります。工場の移転には、この工場は精密機械の修理とか整備を行う工場になりますので、そこら辺には非常に微妙なところで、振動とか、そこら辺の対策が必要になるというところで、移転を含めて大体3年ほどかかるかと思っておるところでございます。

今回、債務設定を4年から6年という形にしたんですけども、支払いに至っては、当初契約時の支払い、そして、完了後といいま

すか、更地にした後、引渡し後の支払いという形になります。

この間、令和5年度がゼロになっているところですが、この間につきましては、先ほど言いましたように、物件を工事中もしくは移転中というところで支払いは生じないというところになりますので、そこについてはゼロという形で、支払いは生じてございません。

以上でございます。

○山口裕委員 分かりました。大丈夫です。

○河津修司委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。——ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 ないようでしたら、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第8号、第9号、第14号、第15号及び第17号について、一括して採決したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 異議なしと認め、一括採決します。

議案第1号外5件について、原案どおり可決または承認することに異議ありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査にすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 それでは、そのように取

り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が4件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いします。

○森山監理課長 監理課でございます。

報告事項1、災害復旧事業及び国土強靱化事業の進捗状況等について説明いたします。

1、令和2年7月豪雨等災害復旧事業の進捗状況でございます。

上段のグラフが県事業、下段のグラフが市町村事業となっております。

まず、上段の県事業ですが、災害査定決定額496億円に対しまして、令和3年5月末の契約額は155億円で、31%の進捗となっております。

次に、下段の市町村の進捗状況です。査定決定額556億円に対し、令和3年5月末の契約額は196億円となっており、35%の進捗となっております。

2ページをお願いします。

2、県分でございます。防災・減災、国土強靱化事業の進捗状況です。

直轄事業負担金を除く全体事業費179億円に対し、令和3年5月末の契約額は32億円、18%の進捗となっております。被災地の一日も早い地域の再生や県民の安全、安心の確保に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、2ページ下段、3、県工事の不調・不落の状況です。

①熊本地震以後の年度別の状況です。青色の棒グラフが入札件数、オレンジ色の棒グラフが不調・不落件数、折れ線グラフが不調グラフの発生率となっております。発災翌年度の平成29年度に不調・不落発生率が18.7%と最大になり、その後減少傾向にありましたが、

令和3年度に入り、5月末の時点でございますが、16.0%と上昇に転じております。今後の動きを注視していく必要があると認識しております。

3ページをお願いします。

②令和2年7月豪雨災害発生後の月別の状況です。折れ線グラフが不調・不落発生率ですが、災害発生後も、平常時と変わらず、おおむね10%以下で推移していましたが、今年度に入りまして、4月が15.5%、5月が16.8%と上昇しており、今後の動きを注視していく必要があると認識しております。

次に、下段の③発注機関別の状況です。災害復旧事業が集中している球磨地域振興局におきまして、101件の入札に対し、25件の不調・不落が発生しております。発生率は、下の表になりますが、24.8%となっております。地域の建設業者に聞き取りを行ったところ、技術者の不足や、山間部等で施工条件が厳しいといったような意見がありました。受注者が工事着手日を選択できる余裕期間を設けた工期の設定や適正な予定価格の設定など、不調・不落対策にしっかりと取り組むこととしております。

4ページをお願いします。

4、県工事における不調・不落対策についてでございます。熊本地震発災後の震災関連等工事に関する主な不調・不落対策と現在の豪雨災害等への対応を整理しております。最上段の発注標準の見直しを含め、7つの項目を記載しております。このうち、2段目の入札方式の見直しとして、土木一式工事、舗装工事、のり面工事の指名競争入札を3,000万円未満から7,000万円未満まで引き上げる取組につきまして、本年1月から災害関連等工事に導入し、4月からは対象工事を未契約繰越予算の工事まで拡大して、さらに期限を令和3年9月までとし、対応しているところでございます。

3段目の復旧・復興建設工事共同企業体、

いわゆる復興JVの導入につきましては、土木一式工事のA1等級工事に復興JV、県内全域のA2等級の建設企業がJVの構成員として参加できるようにしたものです。

また、次の総合評価の見直しについては、土木関係工事において、県内全域からの建設業の参入を促すために、地域性評価項目、地域点というふうに呼んでおりますけれども、地域性評価項目を設定せず、また、復興JVが参加する場合は、復興JVを加点する評価項目を導入したものです。

豪雨災害等への対応につきましては、発注の見込みや建設業界の意向など、今後の状況を見て導入を検討していきたいと考えております。

このほかの項目につきましては、震災関連等工事の取扱いを現在も継続しており、不調、不落が少しでも発生しないよう対策を進めてまいります。

監理課からは以上でございます。

○森道路整備課長 道路整備課でございます。

A3の報告事項2をお願いします。

新たな広域道路交通計画について説明します。

平成30年4月の重要物流道路制度の創設を契機として、全国的に検討が進められ、本県においても、国県道の管理者である国、県、熊本市が連携し、策定を進めてまいりました。

また、県境をまたぐ広域的な道路ネットワークについて、隣県との調整を進め、整理した内容について、熊本県幹線道路協議会に諮り、熊本県新広域道路交通計画として策定し、今年15日に公表しました。

今回の計画は平成5年に策定し、平成10年に見直した熊本県広域道路整備基本計画から20数年ぶりに策定するもので、計画期間をおおむね20から30年間とし、策定主体は県と熊

本市です。

本計画は、広域的な道路交通の基本方針を定めた交通ビジョンと平常時、災害時及び人流、物流の観点から踏まえた交通計画で構成しています。

資料の1ページをお願いいたします。

第1部、新広域道路交通ビジョンについては、県の地域特性や将来像、交通の課題等を整理し、有識者等の意見を伺い、取りまとめた素案について、3月19日から4月18日にパブリックコメントを実施しました。パブリックコメントでは、6名の方々から12件の御意見をいただいております。主なものとしては、熊本は道路整備が遅れており、早く道路整備を進めてほしいという御意見や、熊本都市圏の渋滞解消、天草幹線道路等の早期整備、災害に強い道路ネットワークの構築等に関する御意見をいただいております。いただいた御意見を踏まえて、資料の右下の第3章、広域的な道路交通の基本方針にありますように、広域道路ネットワーク、交通・防災拠点、ICT交通マネジメントの3つの観点により、広域的な道路交通の基本方針を定めています。

2ページをお願いいたします。

第2部、新広域道路交通計画についてです。

先ほど御説明しました第1部、交通ビジョンで定めた基本方針の実現に向け、第2章、広域道路ネットワーク計画、第3章、交通・防災拠点計画、第4章、ICT交通マネジメント計画の3つの計画として取りまとめています。

まず、資料左側の第1章、新広域道路交通計画について記載していますが、ビジョンで定めた各基本方針に基づき、150分構想、90分構想、10分・20分構想、ダブルネットワーク構想の4つの構想を位置づけています。

次に、資料上段中央部の第2章、広域道路ネットワーク計画につきましては、三角形の図にありますように、広域道路、赤色の高規

格道路、緑色の一般広域道路、灰色の構想路線の3つの階層に分類しています。その右側には、時速60キロ以上のサービス速度を目指す高規格道路、おおむね40キロ以上のサービス速度を目指す一般広域道路、広域道路としての役割が期待されるため、今後必要な検討を行う構想路線を位置づけています。それぞれの区分に応じ、黒文字で記載している既計画道路のほか、新たに赤文字で記載している道路を広域道路ネットワーク路線として位置づけております。

今回、計画に位置づけた広域道路ネットワーク路線は、先ほど御説明した4つの構想を実現するために盛り込んでいます。

まず、九州各県を結ぶ高速交通ネットワークの形成として、150分構想の実現に向けましては、事業中の九州中央自動車道や中九州横断道路等を位置づけました。

次に、地域や拠点間を連絡する道路ネットワークの形成として、90分構想の実現に向けましては、事業中の熊本天草幹線道路や南九州自動車道等を位置づけました。

次に、熊本都市圏における円滑な交通ネットワークの形成として、10分・20分構想の実現に向けましては、事業中の熊本西環状道路などのほか、熊本都市道路ネットワーク検討会で取りまとめた熊本市中心部と高速道路インターや空港とをそれぞれ10分、20分でつながるイメージを具体化するため、熊本都市圏北・南連絡道路と空港連絡道路を高規格道路として位置づけました。

最後に、災害に強い道路ネットワークの形成として、ダブルネットワーク構想の実現に向けまして、有明海沿岸道路等を位置づけました。

また、4つの構想の実現に向け、既存構想路線のほか、八代・天草シーライン、阿蘇山都道路、阿蘇高千穂道路、有明海沿岸連絡道路を新たな構想路線と位置づけ、さらなる機能強化を図ることとしています。

これらを取りまとめたものが資料中央の新広域道路ネットワーク計画図であり、その右側には熊本都市圏の拡大版を掲載しています。

その他、資料の左下になりますが、交通計画には、広域的な防災機能を担う道の駅の整備等を盛り込んだ第3章、交通・防災拠点計画及び自動運行補助施設の整備等を盛り込んだ第4章、ICT交通マネジメント計画を位置づけています。

九州の中心に位置するという地理的優位性を最大限に発揮し、全ての道は熊本に通じるという考えの下、今回策定した熊本県新広域道路交通計画の実現に向け、国や熊本市をはじめとする関係自治体と連携を図りながら、広域道路ネットワークの整備にしっかりと取り組んでまいります。

道路整備課は以上でございます。

○原港湾課長 港湾課でございます。

報告事項3について御説明いたします。

水俣湾環境対策基本方針に基づき、毎年度、水俣湾の環境調査及び水俣湾埋立地の点検、調査を実施しており、翌年度、その結果を報告しているところでございます。

資料の1ページをお願いします。

水俣湾の水質等の調査結果について御報告します。

(2)のとおり、水質、底質、地下水及び魚介類の4項目について、水銀含有量等の調査を令和2年度に実施しました。調査結果は(3)のとおりで、基準値を超えるものはありませんでした。本年度も引き続き調査を実施する予定です。

資料の2ページをお願いいたします。

水俣湾埋立地の点検・調査結果について御報告します。

(2)のとおり、水質調査、地盤調査、構造物の変状調査について点検、調査を実施しております。点検・調査結果は(3)のとおり

で、総水銀は検出されず、水銀を含む土砂の流出につながるような異常な沈下、陥没、構造物の変状は確認されておりません。こちらにつきましても、本年度も引き続き点検、調査を実施する予定です。

以上でございます。

○折田住宅課長 住宅課でございます。

報告事項4、第3期熊本県高齢者居住安定確保計画について御説明させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

県では、高齢者が安全で安心して暮らすことができる住まいの実現のため、高齢者住まい法に基づき、平成23年度から本計画を策定しておりますが、この度、第3期の計画を策定しましたので、御報告いたします。

まず、概要の1、計画の趣旨ですが、本計画は、民間事業者が運営するサービスつき高齢者向け住宅や、公営住宅等をはじめとする高齢者の住まいに関する施策を推進するための基本的な方針として定めることとします。

次に、2、計画期間ですが、令和3年度から令和8年度までの6年間としております。

3、高齢者の住まいの範囲についてですが、計画で対象とするのは、生活支援体制が確保された賃貸住宅等であり、御覧の6種類となります。この中には、有料老人ホームや養護老人ホームといった福祉施設も含まれるため、健康福祉部と共同で計画を策定しております。

4、計画の概要でございますが、基本理念を、高齢者が住み慣れた地域で、安全に安心していきいきと暮らせる住まいの実現とし、目標を、下の枠囲みの3つとしております。

まず、①高齢者向け住まいの供給促進では、サービスつき高齢者向け住宅の供給促進を筆頭に挙げております。これは、左の絵にありますように、バリアフリー基準に適合し、日中の生活相談や安否確認のサービスが

提供される民間が運営する住宅となります。県におきましても、建設費の補助を行うことで供給を促進しています。

次に、②高齢者向け住まいの管理・運営の適正化です。高齢者の住まいの提供事業者等の質の確保を基本として、今回は、新たに、事故発生時における報告及び再発防止等の実現の徹底に加え、災害時の避難体制の確保と感染症に対応したサービス提供体制の確保を盛り込みました。これら新たな課題についても取り組んでいきたいと考えております。

最後に、③高齢者居宅生活支援の充実では、新たに有料老人ホームの自治会等との連携を掲げることで、地域に開かれた運営を目指し、交流を促進していきたいと考えております。

住宅課からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○河津修司委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思いません。

質疑はありませんか。

○本田雄三委員 先ほどの関連で、すみません。部長のお話にもありました部分でいくと、その原水工業団地は、大空港構想にもこの計画にも入っていないと思うんですね。その部分で何か御計画があったり、今のこの中の案件の中にあるかどうか、お尋ねしたいと思えます。よろしくお願いたします。

○村上土木部長 この今回公表いたしました新広域道路交通計画と申しますのは、全体的に広い目で見ますと、九州各県の主要都市とか県内の主要都市との確実な結節を図るもの、また、1つには、喫緊の課題である都市圏の渋滞対策なども入っておりますけれども、言うなれば、地域の核となる拠点都市と空港などの物流拠点を結んだ、もう一つ主要

なインターチェンジなども含めて結んで、平常時であっても災害時であっても、安定的な人の流れや物の流れをつくるものという大きな計画でございます。

空港というのは、1つの物流拠点として考えておまして、まだこれ、今から細かな計画、実施に向けての計画づくりっていうのは、まだやっていかなくちやいけませんけれども、まず、今回お示ししたのは、そういう拠点拠点をどうやって結んでいくかっていうところをお示したものでございます。

ですから、実施に当たっては、いろいろな検討項目はあると思えますし、まだまだいろんなことを考えながらやっていかなくちやならないということで、ちょっと今委員が言われたところとは、ちょっと違うところがあるかと考えております。

○本田雄三委員 ですので、何か計画が別に、今の改善とか改修とか含めて、そこは、あの団地は、日中の滞在人口が相当多いものですから、通勤等の入れ替えをかなりしていただいておりますわけですが、さらに、今度また新たに工場ができれば、数千人単位の通勤者が増えると思えますので、そこ辺りの対策を、これとは別建てで何か計画が今ありますかというお問合わせです。

○山内都市計画課長 都市計画課でございます。

セミコン付近につきましては渋滞がひどいというところで、今、計画といたしましては、菊陽空港線、新山原水線というところの計画を昨年度都市計画決定をやっております。今、県と菊陽町で協働いたしまして、道路整備につきまして着手を予定しておりますので、それができれば、渋滞の緩和につながるんじゃないかと考えております。

以上です。

○本田雄三委員 何年度ぐらいというのは何か計画があるのでしょうか。まだそこまではないんですね。——はい、分かりました。

○河津修司委員長 いいですか。
ほかに。

○増永慎一郎委員 新広域道路交通計画について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

都市圏の渋滞解消については、都市圏交通のマスタープラン、今アクションプランに移行していますけれども、これが土台としてあるというふうに思っております。

よくこの新広域道路交通計画を見ますと、先ほど、部長のほうから、拠点拠点を結ぶための構想ということでございますけれども、例えば、都市圏北連絡道路とか南連絡道路とか、例えば空港連絡道路とか、こういった部分に関しては、非常に今まさに渋滞解消のための何かマスタープラン、アクションプランの中で、かなりリンクしてくるっていうか、重なる部分が多いと思うんですね。

拠点拠点を結ぶのはまた別に考えられるんですけれども、その辺の整合性っていうか、どこが——これ、前にもちょっと話をしたんですけれども、どこの部分が重なって、どこの部分が重ならないとか、そのアクションプランとかマスタープランとかとですね。その辺が非常に分かりにくいんですよ。

だから、おとといの特別委員会でも、例えば、ある県議が連続立体交差をやるんですとか、東バイパスの。どういうふうになるんですかって、やるって言ったじゃないですかとかいう話が多分出てくると思います。だから、こういった部分に関しては、もうちょっときちんと整理をした上で、皆さん方に分かりやすいようにしなければ、例えば、多分有料化の高速道路になると思うんですけれども、それを造ったら、もうそういった部分は渋滞解消になりますよとかいう部分を、この

20年っていうような感じじゃなくて、早急にちょっと整理をしないと、なかなかうまく具合にいかないんじゃないかというふうに思うのがまず1点です。

それから、例えばこの構想路線、こういった部分に関しては、いろんな今まで期成会とかがありまして、一部、既存の道路とか、そういった部分があるんですけれども、それに重なってるのか重なってないのか、その辺はもうちょっと明確にさせていただかないと、これで、この道路を造ってほしいというふうに期成会とかいろんなところから要望が出た部分とは、ちょっと離れた部分で、この道路、ここに書いてあるのはそこに重なるんですか重ならないんですかっていう部分が非常に出てきております、今。

だから、もうちょっと、20年とか30年で考えていきますよじゃなくて、なるべく早くそういった部分に関しても、この構想と今まで既存の構想とどういうふうにつながっていくのかっていう写真、青図がないと、皆さん方もいろんな考え方がありますし、計画と違うんじゃないかという声が多分出てくるんじゃないかというふうに思いますけれども、まず1点目の、最初の都市圏のマスタープラン、アクションプランとどういうふうに整合性というか、重なる部分があるのかっていうのを、ちょっと分かりやすく説明をしていただきたいと思っておりますけれども。

○山内都市計画課長 今回、熊本都市圏に新たに必要な道路として、3つの路線を位置づけさせていただきました。この路線は、高規格道路という形で、今後この都市圏にはもう必要な道路だということで考えております。また、この道路ができることによって、人や物の行き来が大きく変わるのではないかと考えております。

ただ、この道路は、今からルート帯とか、あとは、事業主体とか、そういったところを

決めていきますので、はっきり言ってそのルート帯が分からないと、どういった流れになるのかというところは正直分かっておりませんので、今議員の言われました、確かにそういった重なる部分とかいうところはまだ不明でございますが、早くそのルート等分かってきて、そして、その中で、今の既存の都市計画道路との関係とか、そういうところをもう一回整理させていただきたいと思っております。

○増永慎一郎委員 それはまだ決まってないのは分かってるんで、早くきちんと整合性をとっていただいて、それから、もう喫緊の課題なんですよ、渋滞解消というのは。ですから、それに対して、もう早くこれが貢献できるような形になるように、それはもうちょっと時間的な余裕は多分ないと思います。ですから、その部分に関しては急いでいただきたいと思えます。

次に、2点目に関しては。

○森道路整備課長 道路整備課でございます。

まず、構想路線につきましては、先ほど説明しましたように、広域的な役割が期待されるものを引き続き検討の必要がある路線ということでございます。

今回、構想路線に位置づけた道路につきましては、広域的な道路ネットワークの一部として大きな役割を果たすことを期待しております。しかし、現時点では期待できる効果を定性的に見込むことはできるんですが、個別具体的に役割とか課題、効果などは、現時点ではまだ整理できていない状況でございます。

今後、この構想路線から広域道路へのステップアップに向けた検討につきましては、当然既存道路も含めたところで検討していく必要があると思っております。まだ個別具体的

に検討をやっているわけではございませんが。

以上でございます。

○増永慎一郎委員 まさに絵に描いた餅なんですよ。既存路線を検討しますと言って、そして検討検討で重ねて、新しいのをぼんと出して、また検討検討っていう形がずっと何か続いているような感じがします。

ですから、何か既存の道を利用してやろうと思ってますとか、そういう部分は、やっぱり出せるところは大っぴらに出して、こういう路線の構想に入れて、ここは現実味があるから、ここは集中してやりますとかいうことを言わないと、もう結局今まで検討しとったと違う線ば引いて、また検討さすとだろわかていうのが、どうも何かそういう感じに皆さん方受け取られてるんですよ。かっこいいことばかり言って、絵に描いた餅を食べられないのに描き続けているというような感じを非常にお持ちです。私もそういう感じがします。

ですから、やっぱりその中から、20年か30年かかるという話ですけれども、本当にやるのかやらないかっていうのは、やっぱりもうすぐ、ある程度時間的余裕がなくて、時間的緊迫性を持ってやらないと、もう検討します検討します検討しますなんですよ。やる気の問題だというふうに思います。

今回は、特に、熊本市と熊本県と国、この3つで話をして決められた部分ですから、県が独自にこれをやりたいっていう話じゃないんですよ。だから、いいチャンスだというふうに思います。ですから、その辺をもうちょっと本当にやる気があるのかどうか、どういう感じなのか、何か答え出ますか。

○村上土木部長 新広域計画をやっと公表することができました。今委員からも御指摘がありましたように、これは、県民の皆様方か

ら非常に期待されているものかなというところで私たちは今受け止めております。

近年、やっとなんですけれども、熊本県内の幹線道路の整備っていうのは、県議会、国会議員の先生たちの皆様の御尽力をいただきながら、本当にここ数年の間に物すごく進展してきてるんじゃないかなと思っております。これを逃すといけないというのが私たちの思いでもありますし、一生懸命今からやらないかぬのは、国、そして関係自治体の皆様、また、経済界の皆様と連携して一緒になってやっていかなきゃいけない。これはもう県だけではできません。非常に大きな事業になるかと思えますけれども、これを、お叱りがあるのはもう当然だと思いますけれども、一度にはやっていけないようなスケールでございますので、着実に一步一步やっていきたいと思っておりますので、今慌てて間違わないように一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも御指導のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○増永慎一郎委員 今どうのこうのっていう話じゃないんですけれども、やっぱりこういうふうなものをつくったのであれば、それは県と県の調整もあるだろうと思えます。例えば、この島原天草長島連絡道路というのは、鹿児島県、それから長崎県の話もあるだろうし、日田阿蘇道路、阿蘇高千穂道路、こういった部分に関しても、他県との連携が必要だというふうに思っております。ただ、熊本県だけがやりたいって言っても、ほかの県が、いやあって言えばもうやれないわけですから。ただ、県内をやることは多分できると思えます。一生懸命頑張ってますね。

ですから、その辺の優先順位じゃないですけれども、優先順位もこの場合つけられませんよね。ですから、本当にやれるのかやれないのかっていうのを、やっぱり早く、検討し

ました検討しました検討しました、やっぱりできませんでしたじゃなくて、早い時期に、検討したけれども、これはなかなか難しいから、なら、こっちのほうを頑張りますとか、予算の振り分けとかもあると思えます。いわゆるB/Cとかもあると思えます。だから、その辺の精査をきちんとやっていただいて、とにかく全部絵に描いた餅だったっていうことにはならないように、それから、既存の道路を使ってやろうと思えばやれますとか、そっちのほうにもちょっと考え方を向けて、新しい幹線道路引くのではなくて、既存の道路、例えば県道があれば、国とか相談して、ちょっと格上げしていただいて国と県で整備するとか、市と県で整備するとか、国、県、市で整備するとかという手法とかあると思えますので、いわゆるお金があれば全部できるだろうと思えます。ただ、お金がないからできないだけの話でしょうから、その辺は、なるべく早く向かうところにはきちんと向かっていくというような形を取っていただきたいというふうに思っております。

この件に関しましては、特に私の地元等は、やっぱり道路の整備がまだきちんとっていない地域がもうございます。これはもう皆さん方そうだと思いますし、あと、もう一つは、都市圏が、これ、質問もしましたけれども、政令市では全国ワーストワンぐらいの熊本市は、渋滞があって、先ほど本田先生が言われたように、もう何かできればもうすぐ渋滞するって、道路ば造って、何か造らないかぬっていう発想じゃなくて、渋滞した後どがんしようかって、道路が追いかけるような感じでございますので、その辺はきちんと、これは今から先の企業誘致とか熊本の発展に非常に大事なことだというふうに思っておりますので、その辺、今から先も私、この件に関しては非常に注目をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○河津修司委員長 ほかに質疑ありませんか。

○山口裕委員 実は、本田委員、増永委員の発言に関連するんですが、1ページ目のビジョンの位置づけってというのが書かれてありますけれども、例えば、今、増永委員、本田委員言われた内容をどこに落とし込むか、関連計画ということでいくと、熊本都市圏都市交通マスタープランとか、熊本市がつくっている第2次熊本市都市マスタープランとかになると思うんですが、今都市圏とは言いつつも、協議会は、国、県、市と経済界だけで協議会運営されとって、その計画をつくられていると。なかなか意見を吸う、皆さん、行政活動の一環として意見は聞かれると思うんですが、ここを取り決める場所もないんじゃないかなってというのが1つ課題としてあるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○森道路整備課長 今回の新広域道路計画につきましては……。

○山口裕委員 今回ののは関連していいんですが、今後をどう推進するか、プラン化していくかというときに、今お2人の委員の方が言われた協議会等はありませんので、何かその辺りをちゃんと意見を吸い上げる組織が必要じゃないかと思えますけれども。

○森道路整備課長 まず、この計画をつくる前に熊本都市道路ネットワーク検討会という検討会を立ち上げて、これは、県、市、また、産学官、経済界も入れて検討してイメージが出たところを今回この計画で位置づけたというところがございます。

今回、計画に位置づけてまいりましたの

で、今後も、このネットワーク検討会等を利用して、しっかり意見等を酌んでいきたいと思っております。

○山口裕委員 分かりました。

もう1点お尋ねしますが、2ページ目に、今度の計画で定めた広域道路ネットワーク、第2章というのがありますけれども、この高規格道路と一般の広域道路という設定と、その下に空白の部分がありますよね。こういった道路整備っていうのは、そういったところで取り扱っていく、プラン化していく、そんな理解でよろしいですか。

○森道路整備課長 今回位置づけしましたのが広域道路(基幹道路)と書いてありますけれども、この高規格と一般広域道路の部分を位置づけておりますので、それ以外の幹線道路等については、先ほど言いましたマスタープランだったりアクションプランだったり、そういう計画の中でも進めていくということになります。

○山口裕委員 その中で進めていって、この道路は重要性が高くなってきたと。であるならば、一般の広域道路に格上げしようなんていう話も出てくるんですね。

○森道路整備課長 当然見直し等も、前回も一回見直しをしている経緯もございますので、そういう状況になってきたら、この計画も見直すことになるかと考えております。

○山口裕委員 分かりました。

○河津修司委員長 ほかに質疑はありませんか。

○宮島道路都市局長 補足をしてもよろしいでしょうか。

ただいまのネットワーク検討会、これについてのちょっと御説明を今後もということで御説明いたしました。ネットワーク検討会の成果としまして、将来の都市道路の機能イメージを幹線協に御報告をしたと。それを生かして、今回新広域道路交通計画が策定されたという形でございます。今後さらに緊迫性を持って進めていくためには、そういった事業者とか経済界の御意見も踏まえた後押しというの当然必要になってまいりますので、一つの選択肢として、ネットワーク検討会を継続していくという手法もございしますが、どういった形が一番いいのかというのは、今後引き続き、前に進めるために、皆さんの御意向等を確認しながら、体制については、また判断してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○河津修司委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 ないようでしたら、これで報告に対する質疑を終了いたします。次に、委員からその他で何かありませんか。

○増永慎一郎委員 何遍もすみません。浄化槽についてお伺いをしたいと思います。

以前、課長とか御存じなんですけれども、浄化槽の点検の際に、マンホールを閉め忘れて人が落ちてけがをされたっていうのが2件続けて起こりました。浄化槽協会と業者さんと、あと、被害に遭われ、けがをされた方、3者との話は、和解されて、話合いをされて、一応解決したということなんですけれども、私のほうに、県としては、今後、それについて考えてどのように管理をしていくんですかっていう話が来ておりますので、その辺についてちょっとお伺いさせていただきたいと思っております。

○仲田下水環境課長 下水環境課でございます。

今年の3月に、立て続けに2件の事故が発生いたしました。1つは美里町、1つは甲佐町ということで、浄化槽の点検中に浄化槽の中に落ちられたということで、けが等おありで、非常に一般の方、利用されている方に大変な御心配とか御心労のほうも併せておかけしたかと思っております。

この事故が発生した後、直ちに私どもの浄化槽協会と話をいたしまして、やはり今回の事故がどのようにして起きたか、今後どのように防いでいくべきかということ、いろんな話をいたしました。その中で、浄化槽協会のほうからも、今後の対策防止っていうのを提出いただきまして、それについての話をしているんですけども、県といたしまして、そういうことがないようにということで、いわゆる浄化槽協会に対しまして、そのような文書を発出しました。

それから、いわゆる技術講習会というのが、浄化槽協会と、あと、熊本市の浄化槽のほうであります。これは、年に1回ずつ開催されるというふうになっておりますけれども、そのような技術講習会の中でも、そういった事故防止に対してのきちんと話をしていたいただきたいというふうなことを申し上げております。

それと、今回は、今年度ですけれども、これに加えて、浄化槽協会が大体2月ぐらいに技術講習会やるんですけども、一つは、コロナで少し開催ができなかったっていうのもあるんですが、今年度は、各広域本部ごと4か所を、県央、県北、県南、天草、こちらの方でも少しそういった技術講習会のほうを私たち県のほうも共同で主催をしまして、そういったものを開催する予定としております。

そういった中でも、こういった事故に対し

ましての啓発、事故防止対策というのを協会の皆様方のほうにお示しして、こういうことが二度とないようにということで、県としても対策を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○増永慎一郎委員 浄化槽、いわゆる、ちょっと私、はっきり勉強していないんですけれども、その点検をやる許可というのは、点検をしなくちゃいけないという最終的な業者に許可を出すのは熊本県なんですかね。

○仲田下水環境課長 法定点検、年に1回というのは決まっております。こちらの点検については、県が認可しました浄化槽協会、こちらのほうで行うというふうに決まっております。その協会の会員さんたちが法定点検を行われます。

○増永慎一郎委員 今回は、たまたま私の友達の娘さんと私の友達が、たまたまですけれども、1週間、10日遅れぐらいだったですかね、美里町と甲佐町で、たまたま偶然なんですけれども、事故に遭いました。最初に落ちられた方は妊婦さんでした。そのまま救急車で運ばれて行って、子供も大丈夫だったと。2回目落ちたのがお医者さんです。打撲で済んだんですけれども、あのまま行けば多分、落ちれば、もう死ぬんじゃないかっていうふうな話がありました。和解はされたんですけれども、県が認可したところしかできないということであれば、最終的には、やっぱり県にも責任がかかってくるんじゃないかなというふうに思います。

業者さん見ますと、ちゃんとやっていらっしゃることはやっていらっしゃる業者さんばかりだというふうに思いますけれども、たまたまだったと思います。

でも、県として、そういった被害に遭われ

た方には、今後こういうことを徹底させますとかいうことは、きちんと伝えていただきたいというふうに思います。

○仲田下水環境課長 分かりました。今回の事故、非常に重く受け止めて、被害に遭われましたお2人、そちらにつきましても、県のほうから、こういった浄化槽協会等々に対してこういう再発防止を取り組んでまいりますというふうな話をさせていただきたいと思います。御迷惑かけました。

○河津修司委員長 よろしいですか。

ほかに。

○井手順雄委員 急傾斜です。現在、完了している急傾斜、いわゆる吹きつけとか、工事は何か所あるのか。それと、今後、何か所せにやいかんのか。最近、急傾斜指定したのはその中で幾つあるのかっていう数字はわかりますでしょうか。

○松田砂防課長 砂防課です。

最初の御質問、急傾斜の施設の数ですが、県内において約1万3,500か所ございます。

2点目の今後整備していく数でございますが、今ちょっとここに持ち合わせておりませんが、昨年3月に、施設点検長期計画をつくりまして、これについては、今回の減災、防災の緊急5か年によって、国の補助をいただきながら、できるところを順次やっているところでございます。

それから、3点目の指定についてですが、これも、すみません、数はちょっと持ち合わせてないんですけれども、まず、今の取組としては、新たに施設を整備するところについては、急傾斜の指定を行った上で、その後工事に着手するというふうな手続で進めております。

以上です。

○井手順雄委員 最近、指定を受けた地区の方々からの意見がございまして、ここは危ないから移転してくださいと。移転費用を200～300万かな、払いますけれども、どうですかっていうような内容だったと思いますが、その中で、移転するのはやぶさかじゃないけれども、300万じゃ移転できないって言わすわけたいな。もう移転費ってなれば家1軒分、どっかに動かさないかぬわけだけん。だけん、もうそこに住むしかないなということなんです。それはしょうがないと。その人がそこに造ったからしょうがないって言えばしょうがない。しかし、新たに指定を受けて今までそういった気持ちがゼロだったのに、ここじゃ危なかったらどうかという不安感を持ちながら今後、やっぱりそこに住んでいかさないかぬものところがありますんで、なかなかこれ、難しいところなんです。そこ辺をどうにか移転するならば、もうちょっと親身に聞いて、移転費用、どげんか一緒に考えてみるとか、そういった対応をしていただければありがたいなというふうに思います。

そして、また、もう1点、この1万3,500か所の中で、工法的にのり面は吹きつけでしょう。それとアンカーでしょう。それとコンクリを四角に打ったやり方、この3パターンが、のり面工事の主な工事であろうと思います。施工で。その中で、コンクリートで四角に囲んだ柱みたいなやつを井桁に組んで作っていくのり面に関しては、この四角のところ種子吹きつけなんです。3年から4年ぐらいいは、きれいな草が生えてきます。草というか、芝生かな。しかし、それを過ぎたら、もう草になってくるんです。下手したら木が生えてる。そういった管理は、あちこち聞きましたら、自治会、そこ辺の周辺の人でやってくれと。そりゃあ傾斜が30度以上あつとに、自治会長さんが命綱下げて、鎌持って下りていくわけいかぬでしょうが。そうい

う管理はどうなってるんですか。基本、地域の方で管理してくださいっていうような話を伺いましたけれども、県としてはどういった管理方法を皆さん方にお伝えしているんですか。

○松田砂防課長 まず、先ほど説明しました区域についてですが、私が説明した区域というのは急傾斜地の危険区域の説明でした。それは整備を前提に区域指定するものでございまして、今委員がおっしゃった区域というのは土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等、いわゆるレッド、イエローゾーンの区域でございまして、今後も含めると、県下で約2万7,000か所ございます。

委員が御指摘いただいた300万の支援については、そのレッド、イエローゾーンのレッド、土砂災害特別警戒区域から、そのレッド、イエロー以外のところへ転居される場合に、そういった住宅の建築や移転費用の補助支援として、300万円を上限に熊本県独自でやっている事業制度でございまして。

現在、これ、平成27年度からやっておりますが、現在、150件ほど実績が出てあってございまして、年々増加傾向にございまして。増加傾向であって、なかなか予算的にも厳しい状況ではございまして、我々としては、もちろんこの事業の広報を一生懸命やっておりますが、併せて、移転先についても、地元の市町村と連携して、より安全なところへの御案内というのも心がけているところでございまして。

それから、2点目の通常の維持管理についてでございますが、これ、急傾斜の施設、県の所有施設でございまして。やはり県の所有施設である以上は、通常の維持管理についても県の責任でもってしっかりやるべきと考えております。

ただし、なかなか予算の面でも、全ての施設、先ほどの1万3,500か所において行き届

かない部分がございますので、地域の方々、あるいはその急傾斜施設の受益者の方々、そして砂防ボランティア協会、そういった方々の御協力をいただきながら、維持管理をやっているところでございます。

なかなか委員御指摘ののり枠内の緑化施設についても、樹木が生い茂ったりとか、非常に一般の方々で維持管理するには危険が伴う場所もございます。そういうところもありまして、私どもとしては、改めて地域のニーズ、それから御意見を精査して、必要な場所については積極的に管理していこうと考えております。

以上です。

○井手順雄委員 もうちょっと予算ばもらいなっせ、部長。

上の県道ぐらいいは刈れるけれども、こののり面までは難しかというような感じたいね。ですから、やっぱりのり面も、景観っていう面からも、やっぱりある程度伸びるところは、今おっしゃったように管理していくということで、ひとつそれを随時進めていただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○河津修司委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 ないようでしたら、これで本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第4回建設常任委員会を閉会いたします。

午前11時36分閉会

○河津修司委員長 なお、永松総括審議員におかれましては、本日をもちまして県職員を

退職され、国に復帰されるということですので、一言御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 それでは、永松総括審議員、よろしく願いいたします。

（永松総括審議員挨拶）

○河津修司委員長 お疲れさまでした。

午前11時38分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長